

# ○共同生活援助サービス費

基本部分		注		注				注																																
		大規模住居等減算	世帯員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合																																	
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	(661単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																																	
	(2) 区分5	(547単位)																																						
	(3) 区分4	(467単位)																																						
	(4) 区分3	(381単位)																																						
	(5) 区分2	(292単位)																																						
	(6) 区分1以下	(242単位)																																						
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	(611単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																																	
	(2) 区分5	(496単位)																																						
	(3) 区分4	(417単位)																																						
	(4) 区分3	(331単位)																																						
	(5) 区分2	(242単位)																																						
	(6) 区分1以下	(198単位)																																						
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	(578単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																																	
	(2) 区分5	(463単位)																																						
	(3) 区分4	(383単位)																																						
	(4) 区分3	(298単位)																																						
	(5) 区分2	(209単位)																																						
	(6) 区分1以下	(170単位)																																						
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	(691単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																																	
	(2) 区分5	(577単位)																																						
	(3) 区分4	(497単位)																																						
	(4) 区分3	(411単位)																																						
	(5) 区分2	(322単位)																																						
	(6) 区分1以下	(272単位)																																						
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(440単位)	入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																																
		(二) 区分5	(394単位)																																					
		(三) 区分4	(361単位)																																					
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(389単位)							入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																										
		(二) 区分5	(343単位)																																					
		(三) 区分4	(311単位)																																					
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	(356単位)													入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																				
		(二) 区分5	(310単位)																																					
		(三) 区分4	(278単位)																																					
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (3:1)	(1) 区分6	(1,098単位)	入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																																	
	(2) 区分5	(982単位)																																						
	(3) 区分4	(901単位)																																						
	(4) 区分3	(717単位)																																						
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6							(1,014単位)	入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																										
		(2) 区分5							(898単位)																															
		(3) 区分4							(816単位)																															
		(4) 区分3							(633単位)																															
	ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6							(963単位)							入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																				
		(2) 区分5							(846単位)																															
		(3) 区分4							(765単位)																															
		(4) 区分3							(582単位)																															
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6							(1,128単位)													入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算														
		(2) 区分5							(1,012単位)																															
		(3) 区分4							(931単位)																															
		(4) 区分3							(747単位)																															
	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合							(一) 区分6																			(904単位)	入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算							
									(二) 区分5																			(788単位)												
									(三) 区分4																			(707単位)												
									(四) 区分3																			(620単位)												
									(五) 区分2																			(456単位)												
									(六) 区分1以下																			(397単位)												
		(2)世話人配置4:1の場合							(一) 区分6																			(820単位)							入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
									(二) 区分5																			(704単位)												
(三) 区分4			(622単位)																																					
(四) 区分3			(536単位)																																					
(五) 区分2			(371単位)																																					
(六) 区分1以下			(321単位)																																					
(3)世話人配置5:1の場合		(一) 区分6	(769単位)	入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																																
		(二) 区分5	(652単位)																																					
		(三) 区分4	(571単位)																																					
		(四) 区分3	(485単位)																																					
		(五) 区分2	(321単位)																																					
		(六) 区分1以下	(277単位)																																					
(4)体験利用の場合	(一) 区分6	(934単位)	入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100							減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(二) 区分5	(818単位)																																						
	(三) 区分4	(737単位)																																						
	(四) 区分3	(650単位)																																						
	(五) 区分2	(486単位)																																						
	(六) 区分1以下	(427単位)																																						

へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(693単位)					
			(二) 区分5	(646単位)					
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(608単位)					
			(二) 区分5	(562単位)					
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(557単位)					
			(二) 区分5	(511単位)					
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(601単位)					
			(二) 区分5	(554単位)					
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(516単位)					
			(二) 区分5	(470単位)					
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(465単位)					
			(二) 区分5	(419単位)					

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) (4:1)	(242単位)	入居定員が 8人以上 ×90/100	世話人の員数が基準に満たない場合	外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合	利用者全員について、1日につき5単位を減算	・委託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 95単位 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 ニ 所要時間30分から計算して所要時間15分を増すことに86単位を加算した単位数 三 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すことに36単位を加算した単位数
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) (5:1)	(198単位)					
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) (6:1)	(170単位)					
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) (10:1)	(113単位)					
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) (体験利用)	(272単位)					

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) (1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II) (1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III) (1日につき4単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)

看護職員配置加算 (1日につき70単位を加算)

夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(I)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	(1日につき672単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者3人	(1日につき448単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者4人	(1日につき336単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者5人	(1日につき269単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者6人	(1日につき224単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者7人	(1日につき192単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	(1日につき149単位を加算)
		(8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	(1日につき112単位を加算)
		(9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	(1日につき90単位を加算)
		(10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	(1日につき75単位を加算)
	(11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1日につき54単位を加算)	
	ロ 夜間支援等体制加算(II)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	(1日につき50単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	(1日につき37単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	(1日につき30単位を加算)
(8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下		(1日につき25単位を加算)	
(9)夜間支援対象利用者21人以上30人以下		(1日につき18単位を加算)	
ハ 夜間支援等体制加算(III)	(1日につき10単位を加算)		

夜勤職員加算 (1日につき149単位を加算)

重度障害者支援加算 (1日につき360単位を加算)

日中支援加算	イ 日中支援加算(I)	(1)日中支援対象利用者1人	(1日につき539単位を加算)
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(1日につき270単位を加算)
	ロ 日中支援加算(II)	(1)日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算) (二) 区分3以下 (1日につき270単位を加算)
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を加算) (二) 区分3以下 (1日につき135単位を加算)

自立生活支援加算 (入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)

入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)

長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき122単位を加算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき150単位を加算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき76単位を加算)

長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき40単位を加算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき50単位を加算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき25単位を加算)

地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき670単位を加算)

精神障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき39単位を加算)

通勤者生活支援加算 (1日につき18単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×74/1,000	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×74/1,000	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	月につき +所定単位×170/1,000	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×54/1,000	
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×54/1,000	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	月につき +所定単位×124/1,000	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×30/1,000	
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×30/1,000	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×69/1,000	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +八(1)の90/100)	
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +八(2)の90/100)	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +八(3)の90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +八(1)の80/100)	
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +八(2)の80/100)	
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +八(3)の80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×10/1,000	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可	
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×10/1,000		
	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×23/1,000		